

提 案 書 の 募 集 に つ い て

次の業務について、プロポーザル方式により契約の相手方を決定いたしますので提案書を募集いたします。

業務の内容	令和3年度「インターネット被害未然防止講座」実施委託業務
業務の仕様等	別添資料「令和3年度「インターネット被害未然防止講座」の実施に関する企画提案募集要領」（以下「募集要領」という。）のとおり
契約期間	令和3年4月1日から令和4年3月15日まで
業務実施要件	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しないこと。</p> <p>(2) 神奈川県の名指停止期間中の者でないこと。</p> <p>(3) 「募集要領」に示す業務を履行する能力を有すること。</p> <p>(4) インターネットや消費者問題に関する研修・講座の実績（平成30年度以降）を有すること。</p> <p>(5) インターネットに関し相当の知識・経験を有する従業員を配置することができ、講座の実施目的に沿った運営及び事業の実施が可能な法人であること。</p> <p>(6) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続をしていないこと。</p> <p>(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。</p> <p>(8) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。</p> <p>(9) 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役員に含めないこと。</p> <p>(10) 神奈川県暴力団排除条例第9条に基づき、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、神奈川県が代表者及び役員の名等を神奈川県警察本部に対して照会を行うことについて同意できること。</p>
提案していただく内容	別添資料「募集要領」のとおり
審査会開催予定日	令和3年3月11日（木）
その他	当該契約の相手方の決定の効果は、令和3年度当初予算発効時において効力を生じるものとします。

上記の業務について提案書の提出を希望される場合には、令和3年2月15日（月）正午までに「参加意思表明書」等を、令和3年2月22日（月）17時までに「企画提案書」を次の担当所属あてに提出してください。選定結果については、令和3年3月下旬までに通知いたします。

なお、上記の内容に違反する、又は要件を満たすことが確認できなかった場合には、提案書は無効となります。

(担当所属名) 神奈川県くらし安全防災局 くらし安全部消費生活課	(問合せ先) 消費者教育推進グループ 織笠 電話(045)312-1121 内線2643 FAX (045)312-3506
--	--